

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月22日

【会社名】 OBARA GROUP株式会社

【英訳名】 Obara Group Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小 原 康 嗣

【本店の所在の場所】 神奈川県大和市中中央林間三丁目 2 番10号

【電話番号】 046-271-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 飯 高 成 美

【最寄りの連絡場所】 神奈川県大和市中中央林間三丁目 2 番10号

【電話番号】 046-271-2114

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 飯 高 成 美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年12月18日の第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円（うち普通配当60円・記念配当10円） 総額 1,301,456,800円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

（下線部は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
（ <u>社外取締役</u> との責任限定契約）	（ <u>取締役</u> との責任限定契約）
第28条 当社は、会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第28条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で</u> 会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
（ <u>社外監査役</u> との責任限定契約）	（ <u>監査役</u> との責任限定契約）
第36条 当社は、 <u>社外監査役との間で</u> 会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第36条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で</u> 会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第3号議案 取締役5名選任の件

小原康嗣、小林憲史、周澤健、山下光久及び大西倫雄の5名を取締役に選任する。

なお、大西倫雄は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

谷内博、須山正志及び牧野宏司の3名を監査役に選任する。

なお、須山正志及び牧野宏司は社外監査役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	161,486	8	48	(注) 1	可決 99.96
第2号議案 定款一部変更の件	161,481	13	48	(注) 2	可決 99.96
第3号議案 取締役5名選任の件					
小原 康嗣	155,903	5,591	48	(注) 3	96.50
小林 憲史	160,141	1,353	48		可決 99.13
周澤 健	160,141	1,353	48		99.13
山下 光久	160,139	1,355	48		99.13
大西 倫雄	160,513	981	48		99.36
第4号議案 監査役3名選任の件					
谷内 博	160,491	1,003	48	(注) 3	99.34
須山 正志	161,166	328	48		可決 99.76
牧野 宏司	161,168	326	48		99.76

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上